

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

2025年2月13日（木）午後2時から午後3時30分

2 場 所

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

3 出席者

委員総数30名中20名

（出席委員）

内堀典保委員、江崎英直委員、太田和敬委員、奥村智宏委員、
可知洋二委員、北村信人委員、後藤一明委員、後藤澄江委員、
近藤真奈美委員、杉浦ますみ委員、世良清委員、中屋浩二委員、
原田正樹委員、松崎俊行委員、松本まもる委員、山本広枝委員、
山本理絵委員、結城房子委員、横山茂美委員、渡邊佐知子委員、

（事務局）

福祉局長ほか21名

4 議事等

（地域福祉課 井上課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、地域福祉課課長補佐の井上と申します。

それでは、開会に当たりまして、加藤福祉局長からあいさつを申し上げます。

（加藤福祉局長）

愛知県福祉局長の加藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただきありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から本県の福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただきまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

近年、少子・高齢化の進展や、家庭や地域の変容により、福祉を取りまく課題やニーズは、複雑、多様化しており、こうした課題に対応するため、本県では、「あいち福祉保健医療ビジョン」を始めとする、各種計画に基づき、世代や分野を超えて多様な主体が地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、各分野の様々な施策に取り組んでいるところであります。引き続き、委員の皆様方の御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、この審議会は、社会福祉法第7条に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために、知事の附属機関として設置しているものでございます。

本日は、5つの報告事項について事務局から説明させていただきます。次第の3(1)の「あいち福祉保健医療ビジョン2026の評価指標の見直しについて」では、進捗状況を確認するための評価指標の変更について報告させていただきます。

また、(3)では、今年度の策定予定で現在児童福祉専門分科会の子ども・子育て会議で検討中の「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029(仮称)」の最終案を、そして、(4)では子どもの貧困対策を目的として設置した「子どもが輝く未来基金」を活用した新たな支援など5項目について説明させていただきます。

短い時間ではございますが、委員の皆様方におかれましては、本県の福祉のより一層の充実に向けまして、忌憚のない御意見を賜りますとともに、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(地域福祉課 井上課長補佐)

次に新たに御就任いただいた委員を御紹介させていただきます。愛知県手をつなぐ育成会副会長の浅野宗夫(あさのむねお)委員、名古屋商工会議所女性会会長の近藤真奈美(こんどうまなみ)委員、愛知県医師会副会長の西脇毅(にしわきつよし)委員、愛知県議会議員福祉医療委員会委員長の松本まもる(まつもとまもる)委員、愛知県市長会社会文教部会長の山下史守朗(やましたしげお)委員、中部経済連合会総務・会員サービス部長の山中繁(やまなかしげる)委員、愛知県看護協会専務理事の結城房子(ゆうきふさこ)委員、以上7名でございます。

なお、引き続き御就任いただいている委員の御紹介につきましては、時間の都合もございましたので、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきます。

きたいと存じます。

また浅野宗夫（あさのむねお）委員、阿部啓子（あべけいこ）委員、太田一弘（おおたかずひろ）委員、神谷明文（かみやあきぶみ）委員、阪田征彦（さかたまさひこ）委員、中尾友紀（なかおゆき）委員、成瀬敦（なるせあつし）委員、西脇毅（にしわきつよし）委員、山下史守朗（やましたしずお）委員、山中繁（やまなかしげる）委員については、本日は所用によりご欠席との連絡をいただいております。

なお、本日は、委員 30 名のうち、過半数を超える 20 名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日配布の資料は、それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、「次第」「委員名簿」「配席図」に続きまして、「資料 1 あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の評価指標の見直しについて」、「資料 2 地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）について」、「資料 3 愛知県子ども計画はぐみんプラン 2029（仮称）最終案の概要」、「資料 4 子どもが輝く未来基金」を活用した支援について」、「資料 5 専門分科会・審査部会の審議状況について」、「参考資料愛知県社会福祉審議会関係例規」、「別冊あいち人権推進プラン（人権啓発資料）」でございます。

不足等がございましたら、お申し出ください。

（全委員）

不足等なし

（地域福祉課 井上課長補佐）

また、本日の会議は、公開となっております。なお、本日は傍聴者が 1 名いらっしゃいます。

それでは、議事に入らせていただきます。審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては、後藤委員長をお願いいたします。

（後藤委員長）

委員長の後藤です。よろしく申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、報告事項として「あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の評価指標の見直しについて」をはじめ、5 つの報告事項が用意されております。

委員の皆様には、ご専門の見地から、さまざまな御意見をいただきたいと思っております。

それでは、本日の会議の円滑な運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。

今日は、内堀典保（うちぼりのりやす）委員と江崎英直（えさきひでなお）委員をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項（1）から（5）について、事務局から続けてご説明いただき、その後、まとめて質問のお時間をお取りしたいと思います。

まず初めに、（1）あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の評価指標の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

（福祉総務課 小坂担当課長）

福祉総務課担当課長の小坂と申します。よろしく申し上げます。「あいち福祉保健医療ビジョン2026 の評価指標の見直し」について、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。愛知県では、福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を2021年3月に策定し、関連する各分野の個別計画と一体となって取組を推進しています。

個々の具体的な取組の進捗管理は各個別計画に委ねますが、本ビジョンにおいても、福祉・保健・医療施策全体の進捗状況を確認するため、各個別計画等で定める指標をビジョンの指標として位置づけ、各体系における取組の推進状況を総合的に評価する重要評価指標5項目と、主な取組の実施状況等を進捗管理する進捗管理指標20項目を設定しています。

また、これらの指標の進捗状況や評価については、本審議会において報告するとともに、施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間中に計画内容や指標、目標値の見直しを図るなど適切な進行管理を行うこととしています。

この度、関連する10の個別計画が今年度末までに改定されることから、各個別計画等と整合性を図るなどの理由により、それぞれの計画に係る指標を置き換えることといたしました。

本ページ中段以下の新旧対照表をご覧ください。重要評価指標の修正箇所を網掛けで示しています。通し番号1「重層的支援体制構築市町村数」については、体制を構築した市町村が24市町村となり、目標を達成したことから数値目

標を30市町村に上方修正し、また、通し番号2「保育所待機児童数」から通し番号5「地域生活支援拠点等の運営状況検証等実施市町村数」の4項目については、各個別計画の改定に伴い、目標年度、数値を修正します。

次に2ページをご覧ください。進捗管理指標の新旧対照です。「指標を見直した項目」が5項目あります。

まず、新旧対照表の右側、旧欄をご覧ください。通し番号1「就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施市町村数」については、2024年4月現在において、目標をほぼ達成していることから、左側、新欄のとおり「生活困窮者自立支援法に基づく支援会議設置市町村数」に変更します。

この「生活困窮者自立支援法に基づく支援会議設置市町村数」については、法改正に伴い支援会議の設置が努力義務とされたこと及び設置市町村数が54市町村中24市にとどまっていることから、新たな項目として位置づけるものです。

また、右側、旧欄の通し番号5「出会いの場を提供するイベント実施数」、番号7「生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業実施市町村数」及び番号8「子ども家庭総合支援拠点設置市町村数」の3項目については、はぐみんプランの改定により左側の新欄のとおり新計画に合わせて項目や数値目標を置き換えるものです。

左側の新欄の通し番号5「あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数」については、今年度、出会いから成婚までの伴走型支援を行う「あいち結婚サポートセンター」を開設したことから、結婚支援事業全体の目標数値として設定するものです。

また、その2つ下の通し番号7「生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習・生活支援事業を実施する市町村数」については、事業内容及び国の事業名に合わせたものです。

通し番号8「こども家庭センターを設置している市町村数」については、改正児童福祉法により、市町村において子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置に努めることとされ、また、国の「新たな児童虐待防止体制対策総合強化プラン」においても全市町村での設置が目標とされていることから、本県においても同様の目標を設定し、市町村の相談体制の強化を図ってまいります。

さらに、右側、旧欄の通し番号9「成人の喫煙率」については、2022年4月1日から「成人」が18歳とされましたが、喫煙については20歳以上となっていることから、健康日本21 あいち計画の改定に合わせて新欄のとおり「成人」の文言を「20歳以上」に変更するものです。

その他の項目については、もとなる個別計画が改定されたことにより整合性を図るため、左側の新欄の網掛けのとおり、目標年度、数値を置き換えるものです。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは次に、(2) 地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の整備に関する事業)について、事務局から説明してください。

(高齢福祉課 鈴木担当課長)

高齢福祉課から、説明させていただきます。

資料2をご覧ください。地域医療介護総合確保基金事業のうち、介護施設等の整備に関する事業についてです。

介護施設については、地域医療介護総合確保基金を活用して、整備等の支援をしております。

基金は、国が3分の2、県が3分の1を拠出して造成しているもので、国から補助をいただき、県が基金として、市町村、事業所へ補助を行うものです。

2の執行状況の表をご覧くださいと、国の予算額の欄は、介護施設等の整備に係る県負担分を含めた国全体の基金の予算額を記載しております。この予算内で全国の都道府県に配分されることとなります。表にある、県における積立額とは、国からいただいた補助金と県負担分を合わせて、基金に積み増した分となります。

取り崩し額は、施設整備事業の執行のために取り崩した額となります。令和6年度の執行見込の欄をみていただきますと、今年度は、16億3,412万4千円を積み立てた一方で、事業の執行により18億7,056万7千円を取崩し、基金残が、37億276万2千円となる見込みです。

欄外のポツの一つ目でございますが、本県では、基金を活用した補助を着実に実施してきたため、基金残高が減少してきております。

ここで表の基金残と取崩額の欄をご覧くださいなのですが、例えば、令和5年度末の基金残が39億3,920万5千円で、令和6年度を取崩額が18億7,056万7千円というように、令和6年度までは、前年度末の基金残高が当該年度を取崩額を上回っておりまして、市町村から御要望があれば、国からの積み増し分の内示がなくても、基金残高の範囲内で、年度当初からの工事の着工、いわゆる「早期内示」を認めることができました。

しかしながら、令和7年度は、令和6年度末の基金残が約37億となっているところ、執行予定額としての取崩額が約49億円と基金残を上回る見込みであり、

国からの補助の内示がないと、全事業に対して、早期内示が行えない状況となっております。

このため、国から補助の内示があるまでの間、基金の残高の範囲で対応することとなりますが、市町村等からは、例年、早期内示について、多くの要望をいただいているところでございます。

このため、次の項目、3の引き続き早期内示を行う事業、でございますが、基金の補助事業は全部で19のメニューがあります。この19事業については、裏面に記載してありますが、このうち、優先して早期内示を行う事業を整理して執行してまいりたいと考えております。

具体的には、資料に記載の国の基金管理運営要領で優先的に実施すべきとされている、ここに記載の2つの事業と、市町村の介護保険計画と関連する新規整備事業の、記載の3つの整備となります。

その他の事業については、国から県への内示後、これは例年秋頃となりますが、その内示後に順次着工を認めていくことで対応してまいります。

なお、緊急性がある場合は、その他の事業でも残額の範囲内で検討していくこととしております。

高齢福祉課からは、以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは次に、(3)「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029 (仮称)」の策定について、事務局から説明してください。

(子育て支援課 鮎川担当課長)

子育て支援課担当課長の鮎川でございます。

私からは報告事項「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029 (仮称)」の策定について、説明させていただきます。

はぐみんプランについては、今年度をもって現行プランが計画期間を満了するため、次期プランの策定について、愛知県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会であります愛知県子ども・子育て会議において、検討を重ねていただいております。

本日午前中に開催いたしました、第4回愛知県子ども・子育て会議において、最終案についてご検討いただいたところでございます。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

資料5、「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029 (仮称)」最終案の概要をご覧ください。

初めに、名称と副題についてです。資料タイトルにありますとおり、新たに

こども基本法に基づく都道府県こども計画と位置付けることを示すため、「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」とし、副題は、「「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指して」としております。

次に、ローマ数字の「Ⅰ 計画期間」です。計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間でございます。

次に、ローマ数字の「Ⅱ 基本目標」です。現計画から引き続き、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる」社会の実現を目指すとともに、新たに、「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」を基本目標としております。

続いて、ローマ数字のⅢ、「策定の基本的な考え方」でございます。まずは、「1 計画の位置付け」についてです。以下の各計画で構成される、愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として位置付け、様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指してまいります。

こちらの表で、次期計画を構成する各個別の計画内容を整理して図示しております。特に左側の角が少し丸くなっている長方形でございますが、一番上から、「子ども・若者、(こどもまんなか)、少子化対策」と記載してあるように、こちらが各施策の視点を明示しております。

現はぐみんプランから新たに加わった計画は、1番上の都道府県こども計画と、4番目の子ども・若者育成計画であります。

こども基本法第10条に基づく「都道府県こども計画」に位置付けるため、「こども大綱」を勘案して本計画を策定いたします。また、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」に位置付けるため、「あいち子ども・若者育成計画2027」(2022年12月策定)を廃止し、本計画に統合いたします。

次に、「2 ライフステージに応じた取組」についてです。

出産・子育て期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があることから、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施してまいります。

また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」(誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期)、「ライフステージを通じた施策」に区分けします。特定のライフステージのみでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題に対応します。資料の4ページと5ページに表の形で整理しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、「3 子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備」についてです。

こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知に取り組むなど、子どもの権利に関する理解促進を図ってまいります。

また、こども基本法の理念を踏まえ、子ども・若者の意見を聴いて施策に反映することや、子ども・若者の社会参画を進め、「子どもや若者とともに社会をつくる」ことを目指します。

そのほか、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する気運の醸成など、社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりに取り組みます。

最後に、「4 県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現」についてです。

子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現を目指します。

続いて、ローマ数字の「IV 重点目標」です。

基本目標である「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を実現させるため、5つの重点目標に取り組んでまいります。

「1 若者の生活基盤の確保」、「2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり」、「3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援」、「4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援」、「5 子ども・若者ととともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備」、以上5つでございます。

めくっていただいて、資料2ページから3ページにかけては、本県の子ども・若者・子育てを巡る状況」として、各種の統計や調査結果のまとめを示してございます。

2ページは、少子化の状況を示すものとして、出生数と合計特殊出生率が減少・低下を続けていること、未婚の割合が上昇していること、平均初婚年齢が高止まりしていること、夫婦の平均出生子ども数が減少していることを記載しております。

3ページについては、「子ども・若者を巡る社会環境の現状と課題」として、子ども・若者人口が減少していること、地域におけるつながりが希薄であること、また「子ども・若者の意識と関心」として、悩みごとや心配ごとの有無についてや、居場所・つながりについて記載しております。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。「計画の体系と今後の取組」です。5ページにかけて、ライフステージ順に、重点目標、基本施策、基本施策ごとの取組を網羅して表にまとめております。

25個の基本施策のうち、特にこども大綱を踏まえて新設したものをご紹介します。

基本施策の3番、「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」、10番の「居場所づくり」、13番の「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、5ページに進みまして、14番の「切れ目のない保健・医療の提供」、19番の「自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組」、そして、23番の「子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実」であります。

最後に、6ページ、「数値目標」です。基本施策に応じ、全部で49個の数値目標を掲げております。

新たに設けた主な数値目標をご紹介しますと、6番の「あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数」、22番の「児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数」、35番の「こども家庭センターを設置している市町村の数」、43番の「地域子育て相談機関の数」、48番の「子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数」であります。

説明は以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは次に、(4)「子どもが輝く未来基金」を活用した支援について、事務局から説明してください。

(児童家庭課 吉田課長)

児童家庭課長の吉田と申します。

資料4「子どもが輝く未来基金を活用した支援」について説明します。

「子どもが輝く未来基金」とは、1に記載のとおり、子どもたちが生まれ育った環境、特に経済的な環境に左右されることなく未来にチャレンジできるよう支援することを目的に、2019年3月、県民の皆様からの寄附の受け皿として創設した基金でございます。現在、児童養護施設等に入所している児童の自立支援や子ども食堂への支援に活用させていただいております。

昨年度末までの基金の執行状況は、右の表のとおりです。造成時の積立、これは基金創設の契機となった寄附金が主でございますが、これに加えて、2023年度末までに大変多くの方々から多額の寄附をいただいております。具体的には、484件、1億3千万円余の寄附金をいただいております。これまで支援に活用した金額が、表の基金取崩額になります約5,400万円で、昨年度末の基

金残高は1億450万5千円でございます。

2は、基金を活用した具体的な支援事業でございます。児童養護施設等へのニーズ調査や子ども食堂関係者からの意見を踏まえ、来年度から、新規メニューも含め、取組を拡充してまいりたいと考えております。太宰囲みの新規メニューを中心に説明いたします。

まず、児童養護施設入所児童等の自立支援では、これまでの大学進学等への支援に加え、1つ目が「自立応援給付金」として、施設退所後の継続的な支援に繋げるため、退所から概ね2ヶ月後・8ヶ月後の2回、在籍をしていた施設等を通じ、対面により生活状況等を確認した上で、5万円ずつ、合計10万円の給付金を支給していくものでございます。

2つ目が「運転免許取得費の支給」です。就職等に直接役立つ普通自動車運転免許の取得費用を上限10万円で支給します。資料に記載はありませんが、基金事業とは別に資格取得支援として、上限25万円の貸付制度、こちら2年間の就業継続で返還免除となりますが、あわせて35万円ということで、運転免許取得費用が概ね充足されます。

なお、表の上から2つの事業、「大学受験費給付金支給費」と「退所費給付金支給費」については、国の類似制度が本県の基金事業を上回る水準で充実したことから廃止し、今回、他の支援に活用することで考えております。

次に、子ども食堂への支援では、これまでの開設費に対する支援に加え、新たに「子ども食堂設備更新費」として、開設から5年以上活動を継続した子ども食堂に対しまして、例えば、食器やのぼり、炊飯器など古くなった物品等の更新費用を、上限10万円で助成するものでございます。

また、新規事業ではありませんが、一番下の「学習推進事業費」について、これまで学習支援のために必要な参考書や児童図書などの購入費用を対象としてきましたが、新たに、スポーツ、文化、季節行事、例えば、餅つきとか七夕とか、様々な体験活動に必要な物品等の購入費用を対象に追加してまいりたいと考えております。

県民の皆様からお預かりした貴重な寄附金を、こうした形で大切に活用させていただき、子ども達が明るい未来へと歩んでいけるよう、引き続きしっかりと支援を進めてまいりたいと考えております。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは次に、(5) 専門分科会・審査部会の審議状況について、事務局から説明してください。

(地域福祉課 加藤担当課長)

地域福祉課担当課長の加藤でございます。

私からは専門分科会・審査部会の審議状況について、資料5により説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

審議状況につきましては、当審議会が開催される都度、ご報告させていただいているものでございます。

まず、資料の左にあります1の「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございますが、昨年度及び本年度の開催状況といたしまして左下及び右上の表にまとめさせていただいております。審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございます。昨年度は計6回、本年度は計5回開催しております。

次に、2の「民生委員審査専門分科会」につきましては、昨年度は2回開催しており、分科会長および副分科会長の選任や年齢要件などについて審議いただいております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、3の「児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。児童福祉専門分科会は、昨年度2回、本年度3回開催し、あいち はぐみんプランの進捗や次期計画の策定、少子化に関する県民意見調査について審議いただいております。

児童措置審査部会につきましては、昨年度は6回開催し、被虐待児童等の処遇に係る審議を計17件、本年度は4回開催し、被虐待児童等の処遇に係る審議を計23件しております。また、本年度に児童虐待による死亡事例が確認されたため、検証組織として検証委員会を設置し検証を進めております。

1枚おめくりいただきまして、資料の左上の里親審査部会につきましては、昨年度は2回、今年度は1回開催しております。

続いて、幼保連携型認定こども園審査部会は、昨年度は1回開催し、計7件の審議を行い、本年度は1回開催し、計9件の審議を行っております。右上の保育所審査部会におきましても、昨年度1回開催し、設置の認可等につきまして、計5件の審議を行っており、本年度は1回開催し、計7件の審議を行っております。

また、本年度より入所児童等の意見又は意向に関して調査審議する入所児童等意見審査部会が設置され、計2回開催しております。

なお、次ページ以降に、参考資料として、専門分科会・審査部会の審議状況に係る過去10年間の推移について、表及びグラフでお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(後藤委員長)

それでは、ただいま事務局からご説明いただいた報告事項につきまして、ご質問やご意見等はございますでしょうか。

それでは、中屋委員お願いいたします。

(中屋委員)

愛知県児童福祉施設長会の中屋です。

よろしく申し上げます。

資料4の自立応援給付金支給費において2ヶ月後と8ヶ月後の2回に分けられており、今いろいろな就職支度費の特別基準や、そういった支援金で退所時に1回で19万円ぐらい出ている中で、これに代わるものだとしたら大きく減額ということになると思いますが、その金額の落差の部分と、2回に分ける理由についてお伺いできたらと思います。

(児童家庭課 吉田課長)

まず金額についてですが、中屋委員がおっしゃられたのは、国の措置費の制度での就職の支度金かなと思います。

そちらは当然別制度でございますので、継続して参ります。それとは別に県民の皆さんからの寄附金を活用して、県独自に支給をするものでございます。

2回ということですが、就職をして、よく五月病という言い方もありますが、少し慣れてきたころにまず1回、それから半年後ぐらいの8ヶ月後に2回、やはりケアリーバーという方についてはそれまで在籍していた施設との繋がりを保っていただくこと、それが支援を進めていく第一歩かと考えておりますので、そういったもののきっかけにして参りたいと考えております。

(中屋委員)

ありがとうございます。

それからもう1点だけすいません。

車の運転免許の方で、今貸付制度のお話の中で2年の就労で免除ということでしたが、社会的養護枠で就職した子どもたちの就職定着率が非常に低く、2年継続も実はハードルとして高いということも言われていまして、2年就労できなかった場合に支払い義務が発生するのかどうかや、こういった猶予期間が設けられているのかについての説明もあわせていただきたいと思います。

(児童家庭課 吉田課長)

詳細な説明は難しい部分もありますが、例えば、大学在学中に運転免許を取られたような場合には、大学卒業後1年以内に就職し、それから就業継続2年間という形で、就職するまではまず少なくとも猶予期間が設けられているところでございます。

それから、就業期間2年間について確かに定着が難しく、それはケアリーバーの方に限ったことではないかもしれませんが、1つの職場で2年間という運用ではございませんので、まず就業を継続していただくこと、そういった支援も含めてしっかりと対応を進めて参りたいと考えております。

(後藤委員長)

他に皆様ご質問ある方はお願いいたします。
それでは可知委員お願いいたします。

(可知委員)

資料4について、自立応援給付金を2回に分け支給することに私は賛成で、今回新たに新設していただいたことは大変良いことであると思っております。

連合愛知でも、毎年130名から140名ぐらい、10万円を皆さんに支度金として渡しており、2回に分けようかなと思っていたところなので、そういう意味では、連合愛知では引き続き、3月の中頃ぐらいに、児童養護施設の子どもたちに渡していきたいと思っております。

ただ一方でこの取組は大変重要だと思っておりますが、寄附金で成り立っているため、子どもが輝く未来基金をもう少しPRしていく取り組みについて何か考えられているのか。いわゆる基金をもう少し増やし、いろんな形で若者に支援していく、そんな取り組みもあっているのかなと思います。

(後藤委員長)

それでは今どのような状況かご説明いただけたらと思います。

(児童家庭課 吉田課長)

ありがとうございます。

まず連合愛知さんにおかれましては多年にわたり児童養護施設退所児童の方に、いろいろと支援いただきまして誠にありがとうございます。この場で御礼申し上げます。

それから、子どもが輝く未来基金の周知についてですが、確かに、もっともっと周知が必要であろうということをご指摘の通りかと思っております。

一方で、この子どもが輝く未来基金につきましても、およそ5年が経過しまして、実は、少しずつではあるかと思いますが定着をしているのも事実かなと思います。

寄附金額については、多額の寄附がある年とそうじゃない年で、どうしても凸凹しておりますが、寄附の件数、こちらについては、毎年増加傾向で増えております。

昨年度が確か100数件であったのに対し、今年度の2月7日時点で、すでに126件の方から3300万円を超える、寄附の申し出をいただいております。

ただこうした支援を今後も安定的継続的に進めていくためには、しっかり周知をしていくことが必要ですので、機会あるごとに露出をふやして、引き続き皆さんに知っていただけるよう取り組んで参りたいと考えております。

(可知委員)

ありがとうございます。

ぜひ、件数や金額についても、審議会または部会において確認されているかもしれませんが、私どもで何か確認できたらなと思いました。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

では今お話がありました、最後の件について、来年度以降の審議会のところでも引き続きご報告いただきますようお願いいたします。

それでは、横山委員お願いいたします。

(横山委員)

資料4の運転免許に関する言葉の確認ですが、こちらに児童養護施設等を退所したとありますが、退所予定者は支給の対象にならないのでしょうか。

(児童家庭課 吉田課長)

事業を開始する来年度以降は、児童養護施設の退所を見据えて18歳最後のときに運転免許を取られる方も対象にして参りたいと考えております。

(後藤委員長)

それでは世良委員、お願いいたします。

(世良委員)

公募委員の世良と申します。

疑問に思ったこと、3つほど挙げさしていきたいと思います。

今話題となっております資料4の、退所した児童という表現が少し気になっておりました、児童福祉法では、当然18歳までが児童とありますが、学校教育法ですと、小学校だけです。そういった点で、実際の運用のところまで立ち入った質問ではないのですが、資料4の児童の記載に違和感があるというのが本音です。

続いて、資料1の2枚目9番の20歳以上のものの喫煙率で、従前の場合男性17.0%以下、目標ですね女性が4.0%以下とあったものが、新たな目標では、女性は3.5%以下と下がったにもかかわらず、男性がむしろ19.4%以下と増えているため、新たな目標設定の根拠があるのか、疑問を感じました。

3つ目は資料5の関係であくまで意見でありますけれども、私は名古屋市内に住んでいまして、町内会長さんから、民生委員のなり手が少なく、民生委員になっていただきたい方が見つからず困っているという相談を受けました。

名古屋市からはできる限り65歳以下の人を新たに求めてきてほしいと言われていたのですが、今再任用再雇用、年金の関係もあって65歳までは皆さん働いているので、そこに論理的な矛盾があるのではないかと思います。

確かに66歳以上でも、しっかり健康でご活躍いただける方もあればそうじゃない方もあると思うので年齢だけで区切るのもどうかと思いますがその辺りで町内会長さんが矛盾を感じているとのことでしたので、愛知県と名古屋市と管轄が違うので、一概に言えないかもしれませんが、そういった声があることを申し上げたいと思います。

以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

今資料4、資料1資料5に関して質問がありまして、それぞれご説明いただけたらと思います。

(児童家庭課 吉田課長)

資料4の児童の言葉の使い方、こちらについてはまた今後ですね、制度を運用していく中で、正確性に努めて参りたいと考えております。

(福祉総務課 小坂担当課長)

福祉総務課の小坂です。

資料1のうち、20歳以上の者の喫煙率の目標設定の仕方ということでご質問いただいたと思います。

この目標値の設定の仕方ですけれども、まず現状の喫煙率ですが、男性が24.2%、女性が5.6%と、2022年現在としてはこうなっております。

この結果を踏まえまして、2022年度愛知県生活習慣関連調査において、今喫煙をしている方のうち、やめたいと思っている方の割合が、男性が21%、女性が39%いらっしゃいまして、ここのやめたいと思っている方の減少分を目指していくということで、数値目標を男性19.4%以下、女性は3.5%以下に、新たに設定しております。

(地域福祉課 加藤担当課長)

地域福祉課加藤でございます。

先ほどの資料5の民生委員の担い手不足の問題で、ご質問をちょうだいしたと思います。名古屋市と愛知県では制度が異なるため、愛知県での説明になりますけれどもご容赦ください。

県では現在原則として75歳未満ただし地域の実情に合わせ運用も可能ということで、事実上年齢制限を撤廃させていただいているところでございます。

世良委員のご意見につきましては名古屋市さんの担当課の方にも、こういったご意見があったことはお伝えしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(世良委員)

どうもありがとうございました。

(後藤委員長)

他にご確認やご意見等ございますでしょうか。

それでは松本委員よろしく願いいたします。

(松本委員)

愛知県福祉医療委員会の松本でございます。

資料1で、口腔の関係、歯の関係等々は以前からありますが、目に関する項目が以前から全く入っておりません。

今後の要望なのですが、社会情勢が変わってきてまして、コロナ禍後からタブレットを多用する機会が増えてきていると思います。

私たちを含め子供たちはみなさん電車の中でタブレットを見て、目に対する負荷が非常にかかっていると思います。また仕事ではテレワーク、そしてベビーカーの小さなお子さんにお母さんがタブレットを持たせている場面を結構見るものですから、目の部分について、今後何かの項目で着目していただきたい

なという点でございます。

これは健康日本21から来ているので、なかなかここに載せることは難しいかなと思うのですが、独自の制度でもいいので少し愛知県としても何かやるべきではないかなということも1つお願いしたいと思います。

それからもう1点ですね、愛知県の子ども計画はぐみんプランの関係ですね、これを担当局室非常にしっかりやっていただいております。

本当に皆さん、大変な状況でやっていただいていることは重々理解しておりますが、資料3の右側のページ2ライフステージに応じた取り組みという中で、就学・就職、結婚・妊娠・出産という部分がありますが、その就職と結婚の間に、離職防止についての取り組みを今後考えていただきたい。

先ほどの児童養護施設の子どもたちが就職した際になかなか定着されないという委員のお話もあったように、そこも一緒に見守りをしながらですね、みんなを包括的に見ていく取り組みも必要かなと思いますので、非常に大きな課題となっている離職防止というところを何らかの形で考えていただければいいかなと思います。

以上です。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

目について、また離職防止のための、大変大事な視点、お話いただいたかと思えます。

よろしく願いいたします。

(福祉総務課 小坂担当課長)

福祉総務課の小坂です。

ご意見ありがとうございました。

目の対策及び、健康日本21あいちの関係につきましては、保健医療局が所管をしておりますので、いただいた意見につきましてはしっかりと保健医療局の方に伝えさせていただきたいと思えます。

(子育て支援課 鮎川担当課長)

子育て支援課担当課長の鮎川でございます。

今のお話にありました、就職と結婚の間の離職防止という観点ですが、ご案内の通り、子育てに関する施策というのは本当に全方的でありまして、そういった観点も必要になってこようかと思えます。

またこのはぐみんプランですね、県庁内の各部局が様々な形で計画を、掲載

しておりますので、担当する部局にも、そういった観点から何がしかの支援ができないかというようなことをまたお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。
他の委員の皆様何かございますでしょうか。
奥村委員お願いいたします。

(奥村委員)

資料1のページ2枚目の19番「医療的ケア児に対する支援調整コーディネーターの配置人数」について旧計画から随分増数となっております。
現状の配置人数と医療関係団体との連携等について教えていただきたいと思っております。

(福祉総務課 小坂担当課長)

19番の「医療的ケア児に対する支援調整コーディネーターの配置人数」でございますが、まず現在の状況を申し上げますと2023年度現在、県が12人、市町村が326人となっております。
もう1つのご質問は、本日所管課が出席をしておりませんので、持ち帰って確認の上、後日報告をさせていただきたいと思っております。

(奥村委員)

ありがとうございます。目標の方を確認させていただきました。
いろいろと連携が必要な分野だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(後藤委員長)

ありがとうございます。
皆様で何かご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(原田副委員長)

資料1について、2点ご質問と意見をさせていただきます。
まずはこのビジョンについて、しっかりと指標を見直して進めていくことはすごく大事なことであり、大変丁寧に進められていることを確認させていただきました。
その上で、1番目の「重層的支援体制整備事業の実施市町村数」のところ、

実は愛知県は非常に熱心な市町が多くて、重層の実施率が高く、任意事業にもかかわらず他の都道府県に比べて非常に熱心であり、実施市町村数の目標値を30市町村に引き上げて、さらに進めていくということはとても大事だと思います。

ただし、今まで手を挙げた24市町村はある面でやる気のある自治体であるので、どんどん進んでいくだろうと思います。

けれども、これから残っていく自治体に丁寧な後方支援をしていかないと、中々数が増えていかないとと思いますが、どのような支援方法を考えてらっしゃるのか、お聞かせいただきたいです。

それと関連するところですけど、2ページの次のところ、「生活困窮者の自立支援法に基づく支援会議の設置市町村数」も、見直しの中でしっかりやっつけていこうということでとても大事な点だと思います。

ただし、この生活困窮者の支援会議をすればするほど、実施している市町村は居住の問題や医療や司法等いろいろな分野の支援が必要になってきているため、支援者支援が非常に求められてくる。

現場でスーパービジョンの仕組みや支援者を支えていくネットワークが必要だという意味で、この支援会議を設置すればするほど、支援者支援の仕組みが求められてくるかと思われるが、愛知県として支援者支援についてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

(後藤委員長)

それではご回答よろしく願いいたします。

(地域福祉課 加藤担当課長)

1点目の重層について現在24市町が実施しており、それ以外の市町についてはどのように支援していくかでございますけれども、本県では研修会を開催いたしまして、先行事例、普及啓発やグループワークをさせていただいているところがございます、今後も引き続き、より多くの市町が取り組んでいただけるように支援を続けて参りたいと考えております。

また、2点目の困窮の方ですけども、確かに支援者さんっていうのがなかなか自分自身でケースワーカーに詰まっていて、支援者への支援というのも大変重要であると認識しております。

本県では支援者向けの研修会を幾つか実施しているところがございます、そちらにつきましても、例えばグループワーク等で顔が繋がるような、対面で悩みが言えるような関係づくりに向けて研修会の充実を図って参りたいと考えております。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

原田委員さん、よろしかったですか。

その他いかがでしょうか。

それでは、太田委員さんお願いします。

(太田委員)

2点、ご質問させていただきたいと思います。

まず、1点目が資料1の2ページ目について、数の確認ですけれども、例えば「保育士等の確保数」は5,000人程度目標値が増えていますし、介護職員の確保数も7,000名ぐらい増えているかと思うのですが、この目標値は旧計画の目標値を達成したから、この数が増えたのか又は達成してはいないのだけれども、自然増等でこの目標値を増やしたのかをお伺いさせていただきたいです。

次に、2点目が資料4の子どもが輝く未来基金の活用の話ですが、子ども食堂への支援の内、学習推進事業費について、対象の拡大を学習や体験活動等への物品等の補助等で拡充をされておりますが、子どもたちにとって体験学習はとても大切なものと思っております、私の周りでも愛知県のラーケーションの取組を多く活用している印象を持っておりますが、現在これらの補助は子ども食堂に限ったところがございますが、今後も補助の対象は子ども食堂にとどめるのか、基金の概要として子どもの貧困対策が謳われているので枠を超えていくことは難しいのかもしれませんが、例えば介護施設の中での体験学習であるとか、子ども食堂以外にも補助の対象を広げていく可能性があるのかをお伺いさせていただければと思います。

(子育て支援課 大谷担当課長)

保育士等の確保数でございますけれども、旧計画が3万人となっておりますけれども、これが2024年で3万571人と目標は達成しておりましたので、今回3万5000人と出させていただいております。

こちらの数値は各市町村が子ども・子育て支援事業計画という計画の中で、必要な保育の量の見込みを出し、それに対してどのぐらい保育士等が必要になるかの数値を出しております。それを県で集計をしたものの近い数である3万5000人で出しております。

(高齢福祉課 櫻井課長)

介護職員の確保数は旧計画の目標値を達成したから見直したのかについて、3年ごとに計画を立てる都度、推計を再度し数値を作っておりますので、必ずしも達成したからというわけではなく、新たに現況を反映し数字を作っております。

す。

このため、以前よりもさらに介護人材の必要数は増えてきているというのが実態であります。

(児童家庭課 吉田課長)

子どもが輝く未来基金の学習推進事業と体験活動の関係でございます。

今回この子どもが輝く未来基金の学習推進事業については、子ども食堂への支援ということで、子ども食堂における活動をまずは前提にしていきたいと考えております。

ただ、子ども食堂の中で、いわゆる多世代交流や世代を超えた伝承遊びみたいなものを体験型でやるということは十分想定をされるところかなと考えております。

(後藤委員長)

よろしかったでしょうか。

それでは山本委員お願いいたします。

(山本委員)

愛知県母子寡婦福祉連合会の山本です。

子ども子育て支援の5番の「出会いの場の提供」について、目標値が旧計画ではイベント実施が1500回であるのが、新計画では成婚組数が500組となっておりますが、これまでの状況を教えていただきたい。

また、私はひとり親支援を長年していますので、離婚件数も多いと感じています。

このサポートをされるときに、子どもの児童虐待をはじめとしたセミナーのような研修や子どものことを一緒に考えるものも一緒にやってくださっているのかもお聞きしたいと思います。

(子育て支援課 鮎川担当課長)

これまで出会いの場の提供は民間の婚活支援をやっている団体がいくつかやってくださったものを今も活発にやっております。

昨今、コロナの関係で機会が激減してしまって、昨年度から愛知県でも大規模婚活をモリコロパークで400人規模の婚活パーティーをやることができ、コロナが明けてやっとそういう気運が出てきたところでもあります。

またその機会の提供も大事ですけれども、一步踏み込んだその後の継続的な支援が必要だという声がたくさんありました。

そこで今年度、新規事業として「あいマリ」をオープンし、利用者の皆様に登録を促しているところでございます。

出会いの機会の提供も進めていきたいと思っておりますし、それと相まって、「あいマリ」で長い期間、寄り添いながら、成婚に向けて支援をしていきたいと思っております。

あとセミナーは出会いの方法等にフォーカスしておりますが、まだ子育て観まで踏み込んだものはないので、そういった事業にはまた別の機会で検討して参りたいと思っております。

(後藤委員長)

よろしかったでしょうか。

そろそろお時間が迫っておりますが、北村委員お願いいたします。

(北村委員)

福祉保健医療ビジョンには災害時項目が含まれていないが、乳幼児等の弱者が避難所を出なきゃいけないことがあるので、災害弱者への支援体制が欲しいと思っております。

あと医療的ケア児の避難場所で電源がない体育館では、医療機械が置かれなくて死んでしまうことがあるので、重層に含まれていると思っておりますが別個で立てる必要があるのではと思っております。

また、それぞれの項目についてどの程度予算が組まれているかを県の本気度がわかりますし知りたいと思っております。

予算を出して幾らぐらいの予算で実施するのかが見えるとよりわかりやすくなると思っております。

(後藤委員長)

この福祉保健医療ビジョンの方には確か災害のことは今回ないですね。

そのあたりもし何かありましたらご説明いただき、予算的な数値があるとよりわかりやすいというのは、来年度以降に検討していただくということで、もし、事務局からご説明いただけることがあれば、ご回答よろしく申し上げます。

(地域福祉課 加藤担当課長)

まず災害時の乳幼児や医療的ケア児、いわゆる災害弱者と言われるような方々は、一般の避難所では中々過ごしにくい方も多数いらっしゃるのが実情でございます。

本県では市町村の災害時要配慮者支援体制マニュアルを策定し、市町村職員に向けて毎年研修も行っているところでございます。

このマニュアルは災害時にどのようなことを配慮すべきか等を当事者の方からのご意見も加えたマニュアルでございますので、これらを用いて、より困難な避難生活を少しでも軽減していくような施策をとっていただくようにしているところでございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

よろしかったでしょうか、北村委員さん。

時間が来ましたがどうしてもという方がいらっしゃいましたら挙手いただきますようお願いいたします。

意見を出していただくことができましたでしょうか。

委員の皆様には大変貴重なご意見を賜りありがとうございました。

また皆様のご協力より会議が円滑に進みましたことにつきましてもお礼申し上げます。

最後に、事務局の方から何かありましたらよろしく願いいたします。

(地域福祉課 井上課長補佐)

本日の会議の議事録でございしますが、後日、発言された方に内容をご確認いただき、その後、署名者お二人にご署名いただくこととしておりますので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

(後藤委員長)

それでは本日の社会福祉審議会は、これで終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。